

〔論文〕

鬮引きで決まった藩領境 — 近世初期肥後・竹田領境相論を事例に —

稲葉 継陽

Boundary disputes and lottery settlement in early modern Japan :

A case study of Higo- and Takeda- "Han" (藩)

Tsuguharu INABA

要旨

本論は永青文庫細川家文書（熊本大学附属図書館寄託）に含まれる三冊の「覚帳」によって、十七世紀を通じて生起した熊本藩領久住手永と岡藩領朽網郷の村々どうしの藩領境山相論の歴史的特質と解決過程を分析したものである。十七世紀末、相論は正保国絵図作成に際して村の百姓どうしが境目を確定できなかつたために「論所」とされた久住山系の一角で発生した。しかし正保国絵図作成時に幕府大目付の指示によって熊本藩・岡藩の担当役人らが鬮引きによってまったく意味のない藩領境を「決め」、国絵図に書き込んでいた事実は、「公儀の国土領有」の形式的な側面を物語る。また相論の解決過程は、紛争解決能力を保持する団体・権力が重層する伝統日本社会の構造的特質をよく示してくれる。

キーワード 山野相論、論所、国絵図、村共同体、伝統日本社会、永青文庫細川家文書

はじめに

山野用益や灌漑用水をめぐる紛争は、伝統日本社会の百姓・村共同体に終始つきまとった問題であった。したがっ

て、そうした紛争の具体的経過や解決の態様には、村共同体とそれをとりまく社会や権力の歴史的特質が典型的に表現されているにちがいない。私は、こうした問題関心から、中世後期―近世初頭の實力行使を伴う山野・用水相論のいくつかを分析し、村共同体相互の交渉あるいは近隣の調停による自律的な紛争解決と秩序確定がなされたことを確認し、強調してきた¹⁾。

二〇〇三年度歴史科学協議会大会における報告「中・近世移行期の領域秩序と国郡制」〔歴史評論〕六四七〕は、私じしんの年来の研究蓄積を媒介に、村と地域社会の側から紛争解決をつうじて創出される領域秩序と、近世国家の領域編成原理として機能したとされる国郡制的領域秩序との接点を探ることを一つの目的としたものであった。国郡境で発生した中世から近世初期にいたるまでの山野用益相論（山野知行紛争）の分析をつうじて主張したのは、次の点である。

一、当該期の百姓は国郡境をみずからの共同体の知行領域の境界と捉えており、紛争と在地社会独自の解決とが繰り返されるたびに、国郡境の山野用益秩序は紛争当事者と近隣によつて具体的に確認された。国郡境の生産的労働の現場における領域秩序を古代以来の天皇の国土領有権などに収斂させて理解し、村落間相論までを規制対象とする豊臣の「惣無事」をかかせる権限の延長線上にのみ位置づけるのは誤りである。

二、したがつて国郡制的領域秩序に基づいて領域支配の単位を確定し、国土を掌握しようとする豊臣政権や初期徳川幕府にとつて、個々の大名裁判権を超えた問題となりかねない百姓レベルの国郡境相論が頻発することは領域支配体制のいわば盲腸であつて、幕府は度重なる国絵図作成・徴収をつうじて国郡境を「確定」しようとしたが、それは困難であつた。元禄国絵図の作成過程がそれを示している。

三、豊臣政権と初期徳川幕府の歴史的課題は、紛争において諸集団が中世的な紛争処理の伝統によりつつ展開する権利主張をいかに吸収し調整するかという極めて具体的な作業にこそあつた。それは、自律的な社会集団や領域権力によつて構成される日本封建社会の特質によるものであつた。

しかし、この報告に対して池上裕子は同じ「歴史評論」誌上で厳しい批判を寄せている。その内容は多岐に及ぶが、右の主張に直接関わる点のみを示せば、以下のとおりである。

第一に、百姓は村境・庄境が国郡境でもあると認識し、みずからの村や庄がどの国のどの郡に属するかを認識していた。したがって国郡境の山相論が百姓の用益権の範囲をめぐる闘いであり、それによって現地に即して具体的に境目が定まったとしても、また、ある程度の境目の変動があつたとしても、国郡制が人々を規定している事実を軽視することも否定することもできない。

第二に、この報告は「下から」生成される秩序が権力を規定する面を強調するあまり、本来、報告者（稲葉）がそう考えていないはずの権力像、すなわち権力は上から一方的に支配方式、制度を押しつけるものであるかのような権力イメージを対極に設定している。

第三に、その上で、実は「下」が「上」をこんなに規定したんだと、「下」からの一方的な規定の面が描き出されている。そのため逆に、権力は在地のシステムをそのまま受容するもの、権力の政策は在地の要求に応えるためにだされるものという、全く逆転した権力像が提示されている。

右の批判はいずれも納得し難いものである。第一の批判点については、国郡制が前近代社会をつうじて存続したという「事実」を否定しようという意図が私にあるわけでは勿論ないし、そうしたことを目的とした報告でもない。たしかに百姓は自己の帰属地域を「何国何郡何村」という世界観でもって認識していた。だが、「何村」(「在所」「所」ともいう)の部分については単なる郡の下級単位ではなく、領域支配の制度的枠組みである「国・郡」とは異質な、永続的かつ自律的な団体たる実体を持つていたことが明らかとなつた研究状況にあつては——ここが「国郡制論」が提起された当時と決定的に異なる状況である——、幕藩制国家による国郡境＝領国境目の維持実態を分析するうえで、村共同体相互が創出する領域秩序との関連を無視することはできない。これが私の主張の核心である。

第二の批判点については、このような「権力イメージ」を設定したのは私ではなく、戦国大名の支配権限を「一国

公権」から説明し、それらを列島規模で統合する権限として天皇の国土領有権を実質的なものとみなし、近世初期における社会諸集団の自律性の剥奪を強調し、さらに戦国期における天皇權威の上昇とそれによる社会諸階層の文化的統合を強調してきた、研究史である³⁾。だから私はこのような報告を行う必要があったのであって、この批判は理解に苦しむ。

さて、第三の批判点には、池上と私との中世末・近世初頭における「権力」あるいは「国家」の捉え方の相違が反映されている。池上は中世末・近世初頭には大名や統一政権が「在地の要求」に対応して出した政策は一切ないとでも考えているのだろうか。池上が戦国期の社会構造と大名権力の領域支配の態様を分析・総括した研究³⁾をみれば、とてもそのようには理解できないから、右の批判には私としても戸惑いを覚えなくてはならない。だがもし池上が、日本の近世国家はヨーロッパの封建国家とは異なり、古代の国制の構成要素たる国郡制・天皇制を破壊せずに再編しつつ自己を構成することで、在地社会の要求や秩序実体を踏まえずとも階級支配のための政策を持続しうる権力たりえたと考えるようになったのだとしたら、その国家像は、かつて提起されたアジア的専制国家に極めて接近していると言わざるをえない。国郡制論は本来、アジア的封建制論やアジア的専制国家論と不可分のものとして構想されたはずである⁴⁾。

しかし、ヨーロッパ植民地となった地域における共同体の本来のあり様が再認識されるに当たって、「アジア的」なる概念が近代ヨーロッパの描いた自画像の陰画であったことが自覚化され⁵⁾、日本史研究においても戦前の法制史研究等をも共通の財産としつつ、近世国家の特質がその成立史をつうじて再検討されてきた。その再検討の過程にあるのが研究の現状であると思う⁶⁾。

そしていま、村共同体について以下のような共通認識が得られている。村共同体は年貢・公事を領主に対して集団として請負い、財政機能を有し、訴訟行為能力を有し、近隣村どうしの協約を結び、共有財産を所有し、売買・貸借等の経済行為の主体となり、独自の地理的領域を実力で維持する、法人格であった。それは戦国期に広範に成立し、

一定の姿容をとげながらも近世社会をつうじて社会の基礎団体として存立した。

近世国家成初期の領域支配体系（近世国家の在支配体系の根幹）の特質は、かかる村共同体を基底とする伝統日本社会との歴史的関連を踏まえて考察されねばならない。

この小論では、九州は熊本藩領久住手永の村々と岡藩領朽網郷の村々々が十七世紀をつうじて断続的に起した山相論を分析する。それは、繰り返される相論の態様と解決過程が村社会における領域秩序の生成から公儀提出の国絵図記載内容までを貫通して問題を提起し、右に述べた伝統日本社会と近世領域支配との構造的関連を鮮やかに描き出してくれるからである。

一 貞享四年における山相論の発生

(一) 相論の発生

寛永九年（一六三二）、加藤氏改易のあとをうけて肥後熊本に入封した細川氏の領分は表高五十四万石であったが、うち二万六千七百石余りは豊後国直入・海部・大分郡において、肥後国阿蘇郡から豊後国久住・野津原を経て鶴崎港へとつづく街道沿いに設定されていた。この、豊後国内における熊本藩領は加藤氏時代からのもので、鶴崎から海路を利用して江戸に出府するという、参勤交代の交通路に対応したものであった。

豊後国内の所領も含む熊本藩の領域支配の体系²は、次のようなものであった。藩政全体を統括する家老衆・奉行衆のもとには十六の部局が設置され、そのうちに領域行政を担当する部局として「郡方」があった。郡方のもとには「御郡問」があり、それは肥後・豊後の藩領を十四の「郡」に区画して、それぞれに数名が任命された「御郡奉行」（のちに「郡代」）たちを含めて構成された。領域支配・地域行政の単位となった「郡」の領域は基本的に国郡制のそれであったが、飽田・詫摩郡のように二郡を統合して御郡奉行に統括させた場合や、阿蘇・南郷、小国・久住のよう

に、従来の郡領域を分割し組み合わせた場合もあった。

各郡は村々によって構成されるが、郡と村の間には「手永」と呼ばれる地域行政機構が設置された。一郡一手永であった山本郡を例外として、各郡には二から六の手永が置かれ、その規模は五百十八石四升余の久木野手永を最小とし、最大の竹迫手永は二万六千七百六十石であった。各手永には惣庄屋が置かれたが、初期には殆どの場合、在地の土豪的な有力者が任命されることが多かった。惣庄屋の執務場所であった手永会所には役宅のほか年貢収納の蔵や粉蔵、さらに籠屋などが設置され、百姓らも出入りする地域行政の拠点として機能した。さらに、各手永内の村々には村庄屋・村役人が存在し、その責任のもとで村は手永内における年貢・諸役の請負主体として位置づけられていた。

このように熊本藩領においては、各村の村庄屋・村役人、各手永の惣庄屋、各郡の御郡奉行、藩庁の御郡間・郡方役人、そして奉行衆・家老衆という、村庄屋・村役人を基底において重積的に系統だった行政機構が編制され、機能していた。

いま、財団法人永青文庫所蔵の細川家文書のうちに、じつに興味深い帳簿が遺されている（目録番号一四、一九、五九）。その表紙には、

御領分久住山と竹田領朽網山之間二有之論所秋白山江久住之者共薪取二參候処二、竹田領之者共よりなた・斧をとられ申儀二付一卷之覚書帳

とあり、貞享四年（一六八七）に熊本藩領久住手永の村々と竹田領つまり岡藩領の村々との間で発生した山相論の態様と相論継続の歴史的経緯、そして解決までの過程を、当事者の百姓や庄屋・惣庄屋・御郡奉行から提出された口上書を引用しながら、じつに生々しく記録している。作成主体は御郡間付きの役人であると推察される。また同じ細川家文書中の「久住山秋白山之儀二付覚帳」（目録番号一四、一九、六〇）は、この帳簿の要約版としての性格をもつ。以下、前者を「覚帳A」、後者を「覚帳B」として、記事を引用しながら検討をすすめる。

熊本の郡方・御郡間に事件の発生が知らされたのは、貞享四年三月十四日のことであつた(覚帳A)。

一、貞享四年三月十四日、久住御郡奉行関惣左衛門罷出被申聞候ハ、竹田領与当御領論所之内秋白山と申所へ今月九日久住町清三郎・八兵衛・加平次、ひもり村次郎助と申者四人、薪を取ニ参候之処、竹田領石原村之百姓大勢出合、右清三郎・次郎助持居候なた・斧を取申候、八兵衛・加平次ハとられ不申由、小林次兵衛方より申来候由ニ而、次兵衛より之出状を写持参被申紙面左之通ニ候、

一、只今筑紫庄内罷出内意之由ニ而申候者、一昨九日ニ久住町清三郎・八兵衛・加平次、ひもり村次郎助と申者四人、久住山御論所秋白山と申候ニ薪を取ニ参候処、竹田領石原村より百姓大勢出合、右清三郎・次郎助持居候なた・ちやうのを取申候、八兵衛・加平次ハとられ不申候、右四人共ニ罷帰候、就夫、右之者共段、あきうす山ニ参、彼地之者之なた・かまを取候様ニ仕候てハ如何可有御座哉と申候ニ付、庄内申候ハ、先左様成儀者不仕候様ニ申付候へと、只今庄内罷出内意申候ニ付、先拙者ハ不承分ニ仕、彼方之なたと取候儀者曾而不入事候間、堅不参候様ニ申付候へと庄内ニ申付候、御存知之通、常々左様之儀稠敷申付儀御座候処、今度右論所ニ参候儀兎角可申様茂無之不届ニ存候、然共只今彼者共何共可仕様無之候、先御惣庄屋も不承分ニ仕置候由庄内申候、扱もくゝ気毒千万、瀧水村之儀も埒明不申内ニ、ケ様之儀出来、苦々敷存候、庄内申候者、前々も竹田領之者之なた・かま・脇差なども彼山ニ而此方之者取申候者、于今右之脇差などハ御座候由申候ニ付、左様成物者むさと不仕御惣庄屋方へ預置可然と申付候、今度之首尾右之様子ニ而も只今何共可仕様無御座事候、曾而先私ハ不承分ニ仕居申候、此儀如何思召候哉、御奉行中迄御内意を可被仰上候哉、何共私了簡ニ及不申候、先年右之秋白山之儀者、御取遣御座候由承候、然共いか様ニ埒明候段者覺不申由庄内なども申候、彼方領分にて御座候へハなた・ちやうのとられ候ても可仕様無之事ニ候ても、御論所と申候へハ、其分ニ而召置候而ハ如何存候、已上

三月十一日

小林次兵衛

関惣左衛門殿

この日、熊本にあった久住御郡奉行の関惣左衛門が御郡間に出頭して報告したところによれば、竹田領と熊本領との「論所」の内部にある「秋白山」に、熊本領久住町・飛森村（ともに現大分県久住町）の百姓四名が薪取りに入ったところ、竹田領石原村（同前）の百姓らが「大勢出合」い、四名のうち二名の所持する鉞・斧を奪う事となり、藩領境を越えた山相論が発生したのであった。事件の第一報を熊本の関に伝えたのは、現地久住の郡代役所に勤務していた御郡奉行小林次兵衛の書状であった。右に引用したように、覚帳Aは三月十一日付けの小林の関宛書状を写しているが、その冒頭によると、事件発生の際を郡代役所にいた小林に伝えたのは「筑紫庄内」という人物であった。彼は久住手永惣庄屋の久住（飯田）弥右衛門の弟と推察される⁽⁵⁾。

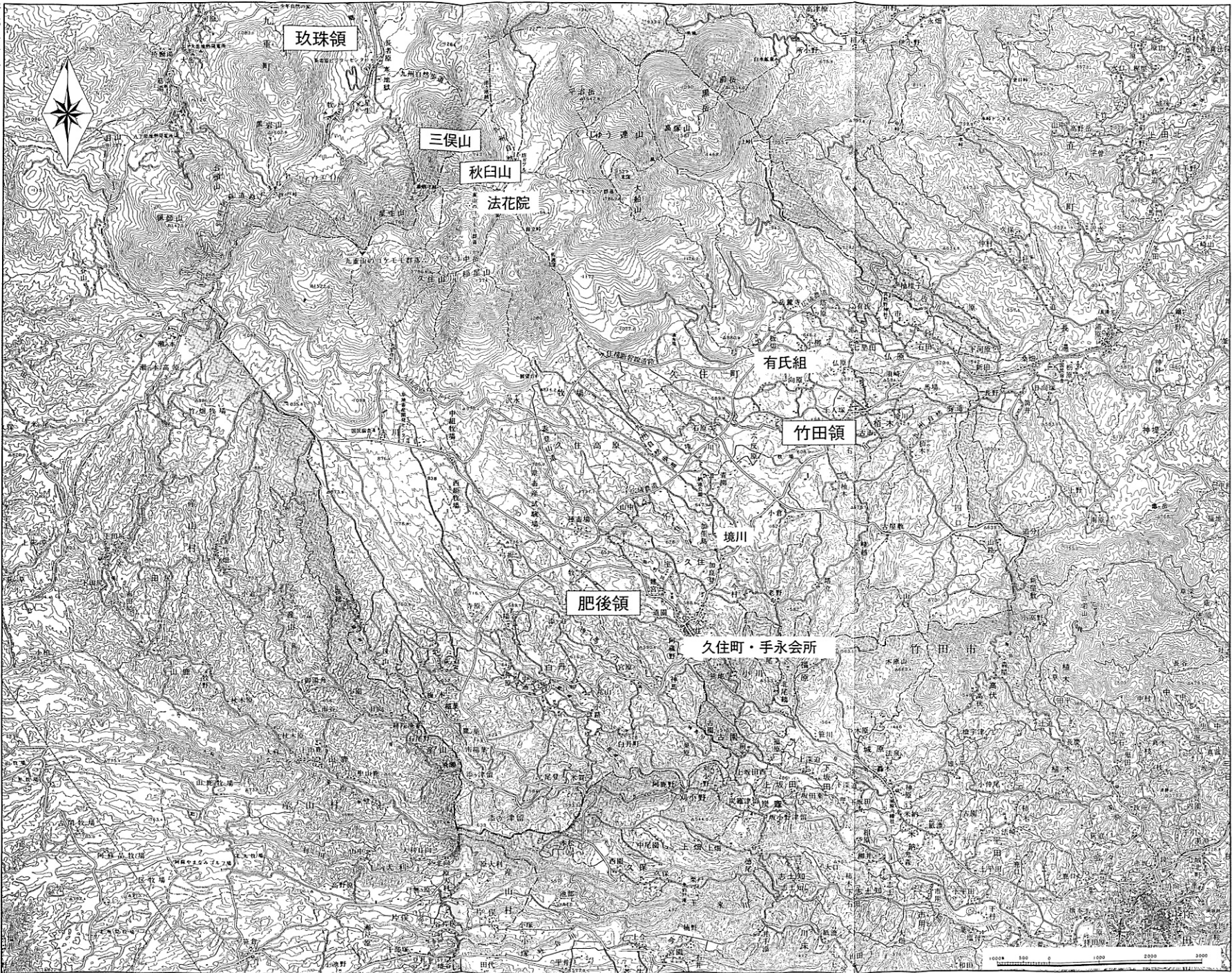
一方の当事者となった久住町・飛森村を含む肥後藩領久住手永の惣石高は二千六百四十五石余、十八の村町によって構成され、なかには複数の小村を含む村もあった。ちなみに飛森村は村高四百四十九石余の阿蔵野村に含まれる小村であった。

一方の岡藩領における領域支配体制は、熊本藩領の手永制度によく似た「組・千石庄屋制度」をとっていた。これは村高の合計約千石ごとに村々を統括する「組」を設置し、組ごとに「千石庄屋」を任命する行政制度であり、組もとの村々にはほぼ二・三カ村単位で「小庄屋」が任命された。岡藩の地方支配制度は、本百姓―小庄屋・村役人―千石庄屋―郡奉行―藩当局という、熊本藩とほぼ同様な重積的な系統の組織であった⁽⁶⁾。ちなみに、紛争当事者の石原村（現大分県久住町）は、有氏組に属する村であった。（以上、相論関係地図を参照）

(二) 相論の基本的性格

以上を念頭に置いたうえで、小林の書状から相論の性格を読み取ってみよう。第一に注目すべきは、「竹田領石原村より百姓大勢出合、右清三郎・次郎助持居候なた・ちやうのを取申候」と言われるように、百姓が集団として実力

平成八年二月



大分県久住町役場

この地図は、建設省国土院院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。(承認番号 平8九環、第 26 号)

西日本地図出版株式会社

相論関係地図 (「久住町全図」に加筆)

を行使し、相手から山道具を奪取するという相論の様相である。書状の後半で惣庄屋の弟の庄内が「前々も竹田領之者之なた・かま・脇差なども彼山二而此方之者取申候者、于今右之脇差などハ御座候」と述べたとされているように、山道具や脇差の奪取行為はこの秋白山で以前からお互いに繰り返されていたのであった。十七世紀になっても百姓が脇差を身に帯びていたことも注目されるが、山道具や脇差の係争地における奪取は村共同体が山野用益の排他的領有権¹¹「当知行」を主張する、中世以来の伝統的行為であったことが重要である。ただし、武器の行使を伴っていない点は中世段階との相違として注意すべきであり、豊臣の喧嘩停止令以来、村落間相論における武器行使の抑制が在地社会に定着してきた事実を示すものといえよう¹²。

相論の伝統的特質を示す点として、第二に、山道具を奪われた久住側の百姓らが筑紫庄内に「あきうす山二參、彼地之者之なた・かまを取候様二仕候てハ如何可有御座哉」と述べて、係争地たる秋白山において竹田領側の百姓の山道具を取り返そうと主張していた事実が注目される。十七世紀初頭の近江国の山論では、奪われた山道具を奪い返すことができなければ、当該の領域に対する相手方の当知行を認めたとみなされる社会的ルールが存在したことが知られているが¹³、この場合の当事者百姓の報復志向も同様に理解することができよう。前掲の報告で中・近世の境相論をつらぬく「当知行主義」と表現したのは、このことであつた。

第三に興味深いのは、九日の事件発生から現地の御郡奉行の小林に報告がなされるまで二日が経っていることである。小林が詰める郡代役所は手永会所と同じ久住町内にあつた熊本藩御茶屋の敷地内に設置されていたと考えられ¹⁴、かつ久住町は相論当事者の百姓三名が所属する在所であつた。つまり御郡奉行は、相論の現場におりながら、初動の対応の埒外に置かれていたことになる。事後報告を受けた小林は庄内に対して「先左様成儀（山道具の取り返し）者不仕候様二（百姓らに）申付候へ」と述べるのが精一杯であつたが、この二日間は、当事者百姓及び村共同体成員の報復感情を沈静化し、竹田領側の村役人との交渉の途を模索するために惣庄屋兄弟や村の古老が要した時間と考えるとよいだろう。相論への対応は、まず在地の有力者で役人である惣庄屋・村庄屋以下のレベルではかられ、そこには御

郡奉行は関与せず、この案件のように解決が難しいと判断された場合に限り、御郡奉行に「内意」として事態が知らされ、そこではじめて熊本に連絡が取られることになったのではないか。

このように、十七世紀末の藩領境の山野にも、村レベルの当知行主義の伝統のもと山道具や脇差の奪い合いが繰り返される紛争地帯が、確かに横たわっており、そうした紛争への一次的な対応は、惣庄屋以下の在地の人々によってなされていたのであった。

そして第四に、これはこの相論の性格を考えるうえで最も重要な点であるが、書状中の御郡奉行小林の次の発言に示される係争地秋白山の「論所」としての性格が問題となる。

①御存知之通、常々左様之儀稠敷申付儀御座候処、今度右論所ニ参候儀兎角可申様茂無之不屈ニ存候

②彼方領分にて御座候へハなた・ちやうのとられ候ても可仕様無之事ニ候ても、御論所と申候へハ、其分ニ而召置候而ハ如何存候、

①によれば、かねてから小林は管轄下の百姓衆に「論所」には立ち入らないようにと指導しており、今回そこに久住側から立ち入ったこと自体を「不屈」だと評価し、②では現場が竹田領の領分なら山道具を奪われても仕方ないが、「御論所」である秋白山で奪われたものをそのまま放置するのは問題である、と上申している。

引用記事の冒頭にあるように、秋白山は「論所」空間の内部に存在する山であった。百姓の立ち入りが厳しく制限されるべきであり、隣領の村の排他的利益（当知行）を許容すべきでない、境界領域としての「論所」とは、いかなる歴史的性格をもつ空間であったのだろうか。この点は、その形成過程の分析をつうじて、次章で論じることとする。

(三) 藩当局の対応

書状に述べられているように、この時期、阿蘇・久住郡奉行の管轄下では、肥後・豊後国境の「瀧水村」（現熊本

（県波野村）についても竹田領との相論が発生していた。二つの国境論を抱え込んだ現地の御郡奉行小林は、熊本の関に藩の「御奉行中」に対応を託すよう依頼している。覚帳Aによれば、小林の書状は関から御郡間付き役人を経て郡方役人の氏家甚左衛門・柏原新左衛門方の披見に即日入れられ、さらにその日のうちに兩人から月番家老の山名十左衛門へと上申され、「甚左衛門・新左衛門・奉行中・御目付中讃談」に付されたのち、十六日には藩主一門で家老の長岡佐渡守宅での家老衆の「御寄合」の議題となり、以下のような当座の対処策が決定された。

第一に、山道具を「返様二取申儀」、すなわち百姓の自力による山道具の取り返しを、惣庄屋に厳しく規制させ、竹田側から道具を返還する申し出があった場合にのみこれを受け取ることを。

第二に、事件は「竹田領」そのものに立ち入って薪を採集したものではないが、かねてからの御郡奉行の指示に背いて「御論所」に入って薪を取った百姓らの行為は「不屈」であるので、当事者の百姓四人を久住手永会所の「在籠」に入れ置き、今後の対応については現地から郡方「役人中」への報告を待つて指示すること。

この点については、覚帳Aの当該部分の但書に次のように記されているのが重要である。

但右四人之者共、爰元へ可召籠置哉、在籠ニ可入置哉、讚談可仕旨ニ付、在籠ニ被入置候てハ在中之もの耕作之時分、番等如何ニ候へとも、所之者しまりニも成、又竹田へ之聞へ之ためニも候間、久住之籠ニ被入置二而も可
有御座哉と申違候処、其通可然思召候、弥右之通沙汰可仕旨候事、

四人の百姓を熊本の籠に入れるか久住手永会所の籠に入れるかが長岡宅での寄合で問題となり、久住の籠に入れれば耕作の季節であるのに籠の番役などの負担が「在中之もの」に生じてしまつて不適当だとの意見が出ている。籠の番を百姓（頭百姓以下の村役人か）が勤めるとするのも興味深い事実だが、ならんで重要なのは、寄合がこの意見を退けて久住の籠に入れるべきだと決定した理由である。それは、「所之者しまり」になり、「竹田へ之聞へ之ため」にもなるという郡方の意見であった。前者は当事者を拘束することで集団としての報復感情を抑えることを、後者は秋白山は竹田領ではなくて、あくまで「論所」であり、そこに入つて薪を採取したために籠に入れ置いたということ

竹田側に示し、「論所」維持の姿勢を明らかにすることを意図したものと考えられる。籠屋への拘禁という当事者百姓への厳しい処置は単なる制裁ではなく、相論を交渉によって解決するための手段でもあった。

第三に、久住の籠に入れ置いた当事者百姓から、事件の顛末を記した「口書」を提出させることである。

以上の決定事項は即刻、御郡奉行惣左衛門に長岡佐渡守宅で言い渡され、関から現地の御郡奉行小林次兵衛に連絡されて惣庄屋弥右衛門・筑紫庄内のもとで在籠への拘禁が執行され、口書四通（うち一通は百姓二名の連判）が作成されて、現地の小林から熊本の関へと送られ、関から御郡間へと提出され、すぐさま家老の山名十左衛門がこれを読み、四月六日の「御寄合」で検討された。

これらのうちで興味深いのは、桐迫村頭百姓次郎左衛門が三月廿二日付けで惣庄屋・御郡奉行三名・奉行所宛に提出した口上書（桐迫村庄屋の判形あり）である（覚帳A）。この人物は相論の当事者ではなかったが、おそらく惣庄屋の指示で相論に関する竹田領内の情報（「物沙汰」）を得るために、知人の有氏組寺向村の目医師惣兵衛のもとに「目薬少々所望」と称して出向き、話を聞き出したという。それをまとめた口上書には、肥後側の当事者百姓が在籠に拘禁されたことはすでに竹田側にも知られており、岡藩も相論の調査のために有氏組の千石庄屋伝太夫、惣兵衛の子息市郎左衛門・石原村四郎左衛門の三名を竹田に召喚していること、有氏組の百姓たちは肥後側の百姓の山道具を「押取」ったことを「首尾能」として「何蔑悦申」しているとの情報が記されている。

さらに、家老の山名十左衛門は、かつての秋白山での相論で竹田領百姓から奪った山道具・脇差を久住百姓らがいまも所持しているという問題について郡方に調査を命じ、その意向は現地の御郡奉行小林次兵衛から惣庄屋へと伝達され、三月廿二日付けで筑紫庄内にあてた久住町の百姓四名連判の口上書が作成され、それは小林によって熊本に届けられた。

口上書には久住町の百姓に伝えられてきた秋白山での相論の歴史が叙述されている（覚帳A）。十一年前に死去した小右衛門という百姓が常々語っていたところによると、彼が若かった時分に、秋白山の隣の志水山で炭焼きをして

いると有氏組の千石庄屋が「大勢」を引き連れて「行会」い、「喧嘩」となり、そのとき千石庄屋が指していた脇差を取つて帰つたのが、最も古い相論の記憶であるが、その脇差はいまどこにあるかわからない。山道具を奪い合うような相論の最後は十一・二年前で、「若き者」を中心とした大勢での実力行使がなされたという。その時に奪取した山道具は、帰り道に捨てたり、相手に懇願されたので返還したりしたので、現在は所持していない。久住町百姓らはこのように述べて、山道具や脇差を惣庄屋に提出しようとしなかった。この口上書は山名十左衛門の披見に入れられたが、山名が脇差や山道具についてこれ以上の追及をした形跡はない。

このように、相論に関するあらゆる情報は、村庄屋・百姓↓手永惣庄屋↓御郡奉行↓藩庁の御郡間・郡方役人↓奉行衆・家老衆という、藩の領域支配の機構をつうじて、口上書によって伝達されて藩中へと入る。相論の歴史をまとめた百姓の口上書が惣庄屋の弟である筑紫庄内宛であったことに示されるように、郡方の役人などが現地に派遣されて調査に当たるのではなく、すべての情報は頭百姓・村庄屋・惣庄屋の責任でもって上申された点は、きわめて重要である。また、籠屋の番役が久住の百姓（村役人）によつて行われたことに示されるように、家老中の決定事項を現地で執行するのも惣庄屋以下の百姓であった。この原則は相論解決の過程まで守られることになる。

二 「論所」の生成と国絵図

(一) 「論所」の生成

この相論の原因は、肥後側が「論所」と認識する秋白山に対して、竹田側が排他的な用益権（当知行）を主張して山道具を奪取したことにあった。熊本藩の家老衆と郡方役人衆は、「論所」としての秋白山の歴史的性情格を知るために、藩当局に蓄積されている文書群の調査を開始した。

御郡間付きの役人らが最初に調査したのは、領国支配の基本台帳である絵図（国絵図）・郷帳・山帳であったが、

いずれにも秋白山の名は見えず、覚帳Bは「久住山之内之小名ニ而御座候故書付無御座と奉存候」との御郡間役人の判断を伝えている。

次に郡方では、秋白山が「論所」となったのはいつ頃のことか調査せよ、という家老衆の指示にしたがって、文庫の「古キ書付共」（覚帳B）の中から関係資料を探し出すことに成功し、家老衆に提出した。覚帳Aによれば、それは当該地域の山相論からんで、かつて作成・提出された百姓の口上書三通を含む四通の文書であった。ここでは「論所」生成の過程を示す以下の三通を検討する。

a 正保二年（一六四五）十二月十七日 久住庄屋他五名連判口上書 惣庄屋・御郡奉行宛

b 正保四年（一六四七）二月十八日 中川・松平・細川三家役人連判證文

c 寛文二年（一六六二）三月十八日 久住村百姓三名連判口上書 御郡奉行宛

aとcは熊本藩領久住の百姓が提出した口上書、bは中川・松平・細川三家の役人が作成した證文であり、aとbは正保国絵図の作成過程で、cは「久住嶽」で小規模な水蒸気爆発が起きて山の地形に変化が生じたことよって竹田側との緊張が高まったときに書かれたものであった。覚帳Aに写されたこれら文書によって、藩領境の「論所」の性格が明らかとなる。

まず、最も古い相論の歴史を当事者たる久住村（町）の百姓が語ったのが、cにおける次の記述である。

一、久住嶽燃ぬけ所近辺之儀、竹田御領より論地之沙汰依前々何角申二付、忠廣様御代ニ右論地埒御明可被成由
 二而、竹田岡城より御侍衆熊本へ御越候而、久住之者共尤竹田御領之者共熊本へ被召出、双方之申分被聞召候
 処、竹田御領之者申候ハ、彼論地仕候久住山之儀ハ竹田御領朽網之内之九重山ニ而御座候、其子細ハ朽網之内
 の九重山ニ而御座候二付、久住と申文字をこのへ山と書申候、熊本御領久住山之儀はひさしくすむ山と書申
 候、扱又法花院之鰐口之銘ニ朽網之内九重山と書申候由申二付、熊本御領久住之者共申候ハ、久住と申文字ハ
 如何様ニ違候而も久住と読申候、朽網山と書候而ハ久住山とハ読不申候、扱又朽網之内ニ九重と申村ハ無御座

候、熊本御領久住村ハ往古よりの久住村ニ而御座候、扱又法花院鰐口之銘ニ朽網之内ニ九重山と有之由申候、此鰐口往古より之鰐口ニ而ハ無御座候、新作ニ而御座候、加様成ものハ寄進仕者之好次第二相調申ものにて御座候間、證據ニ成申儀ニ而無之由久住之者申候得ハ、竹田御領之御侍衆被仰候ハ、熊本御領久住之者共申通尤之由被申由ニ御座候、然上者熊本御領久住山ニ相究申候事、

爆發が起きたのは後述のように現在の三俣山麓で、「秋白山」はその近辺の地名であると考えられるが、そこはすでに加藤代すなわち寛永九年（一六三二）以前からの「論地」であった。だが加藤忠広が藩主のときに熊本・岡両藩は紛争解決に動いた。その方法は、竹田藩の役人らが当事者の百姓たちを引き連れて熊本に乗り込み、両藩の役人の面前で双方の百姓らが主張をたたかわせて判断するというもので、竹田側の百姓らは論地の寺院「法花院」の鰐口に刻まれている「朽網之内九重山」なる文言を証拠にあげながら、論所の久住山は竹田領朽網郷のうちの九重山であると主張したが、肥後側の百姓がこれを論破し、久住山は「肥後御領」に落着いたという。

中世の直入郡朽網郷に系譜をもつ有氏村地域の村々と久住町地域の村々との山相論は、中世段階から発生していた可能性があるが、近世初頭に前者が岡藩領、後者が熊本藩領に組み入れられたことよって、藩境相論の性格が付与されることになった。両藩が相論の激化に歯止めをかけるには、いわば共同法廷を設けて当事者百姓の主張を直接聞いて久住山の帰属を確定するしか方法がなかったのであろう。

ところが、正保二年に幕府からの命をうけて国絵図が作成される過程で肥後、竹田、玖珠郡松平領の百姓らの山知行をめぐる対立が再度表面化することになった。aの口上書は長文だが極めて重要な史料である。

一、正保式年十二月十七日竹田領と久住御境目之儀ニ付、久住之者共之覚書左之通ニ候、

覚

一、今度御絵図被仰付候ニ付、何茂御境目前々より相定儀ニ候得共、為念ニ候間、境目之庄屋立相、弥御境目ヲ互ニ可申合由被仰付候ニ付、久住之内青柳村境川ヨリ久住山までハ中川様御領朽網と堺申候ニ付、朽網之

内ありうち村権左衛門と申千石庄屋之所二人遣候処ニ、御境ニ罷出候事不成由申候、其後又人遣仕候ニ付、其時権左衛門并御百姓共召連、青柳村境川渡瀬之本迄罷出候ニ付、私共も青柳村境川ニ出合御境目相互見届可申之由申候処ニ、有うち村権左衛門申候ハ、御境目ヲ同道仕見届申ニ不及、古老之もの共従是物語仕候へと申ニ付、朽網之内与三右衛門と申もの申候ハ、久住山之境ハつへばるよりくろうつぎ・さるうち・小戸大戸・ほつしやう崎・かた池・八町なが山・三ツ石・かぶと若・よろい石、境ニ而候由申候、此方之さかい能存候古老之ものハ相果申ニ付、其子藤左衛門・甚兵衛罷出申候ハ、久住山朽網之境ハつへはる・渡瀬より道ヲのぼり、なべわり・法花院ノ一ノ橋・法花院之くりの柱ニかゝり、井手之橋ヲ三俣嶽ヲ目付石ヲ、いわふ山・目洗が池・にたがくほ・扇のはな、如此ニ堺ハ承伝候、其上朽網之内山ノ口石原村伊右衛門と久住山ノ口藤左衛門申合候ハ、久住朽網山之間道境ニ而候間、道より久住山之内ニ朽網より山野ニ入、木・かやきり申候ハ、なた・かまを久住山ノ口藤左衛門取可申候、又道より朽網山之内之山野ニ久住之もの参候而木・かやきり申候ハ、なた・かまヲ朽網之内山ノ口石原村伊右衛門取可申由藤左衛門・伊右衛門申定、たがいにた・かまヲ取申たる覚数度有之由、伊衛門ニ藤左衛門申候得共、伊衛門兎角之申分不仕候、左候而権左衛門皆々召つれ可罷帰と仕候間、立合申しるしニ而候間、これより久住山・朽網山之境従前々相定さかい筋互ニ改可申由、重疊申候得共、境目同心仕間敷由申罷帰候付、立合改不申候、以上

一、法花院寺之前式ノ橋ヲ中川内膳様御領朽網之者共ハ朽網内之由申候而、橋ヲかけ申候へば、松平将監様御領田野村よりハ田野之内と申、朽網よりかけ候橋ヲ田野村よりきりおとし、田野より橋ヲかけ候へば、又朽網之もの共橋ヲきり落シ申、内膳様御領朽網と将監様御領田野村と我かちニ仕候之由承候、双方出合候て境目ヲ定申儀ハ不仕、右之通ニ橋ヲ論シ申候由承候事、

一、御領分と松平将監様御領分とハ、于今御境目之出入申たる儀も無御座候、今度御絵図被仰付候付、将監様御領田野村之ものニ参会仕、瀬ノ本ヨリつのほり・内なべ・外なべ・扇のはな・にたがくほ・目洗が池迄之

境目、互之覚相違無御座相改申候、目洗か池より法花院までハ朽網と久住と境之論有之由承候間、境目ヲ立相改申儀仕間敷由田野村之もの申ニ付其段ハ改不申候分者、玖珠郡と直入郡との境ニて候、田野村と久住村と出入申ニ而ハ無之候へとも、いわふ山・三俣嶽ニ久住之境參候由申候処ニ、田野村のもの申候ハ、目洗が池よりいわふ山目付石おかミ所・きやうつか・岩上橋・法花院坊之屋敷ニ境申候由、田野之もの申候、此所ヲ立相改不申候間、互ニ相論仕儀ニ而ハ無之、右之通ニ互之覚ヲ申事、

以上

正保貳年十二月十七日

久住山ノ口

藤左衛門

白丹村

甚兵衛

久住庄屋

善左衛門

同

七郎右衛門

白丹庄屋

五左衛門

右之番物相違無御座候、已上

久住弥右衛門殿

山村与太右衛門殿

正保国絵図の作成に際して、現地における入山の管理責任者である久住山ノ口ならびに村役人が、惣庄屋弥右衛門と御郡奉行に宛てて提出した口上書である。まず、第一条を検討しよう。

正保国絵図は將軍家光の指令のもとで、大目付井上筑後守を幕府側の責任者として各国の大名に作成が命じられ

た¹⁰。後に述べるように、豊後のような小藩分立の国については、各藩が分領内の絵図を作成し、それらを付き合わせて一国の絵図を完成させる必要があった。そのため、熊本藩の担当役人は久住手永惣庄屋に対して「境目之庄屋立相、弥御境目ヲ互ニ可申合」、すなわち絵図作成の前提として竹田領・玖珠郡松平領の庄屋とともに境目を現場確認し報告するよう命じたのである。久住山は肥後領・竹田領の境目であるとともに直入郡・玖珠郡の境目でもあった。国絵図作成に際しては、このような場所の領域秩序を確認する必要があったが、それがまず現地の庄屋・百姓によって行われたことは、極めて重要である。

さて、久住村庄屋・山ノ口らは、「御境目」を互いに確認するため、岡藩領朽網郷内有氏村の千石庄屋権左衛門宅に人を遣わして境目まで出て来るように伝えた。権左衛門は当初これを拒絶したが、二度目の催促に応じ、「御百姓共を召連」れて「青柳村境川」（地図参照）に現れた。久住側は山境のポイントを現地に即して確認しようと提案したが、権左衛門は「御境目ヲ同道仕見届申ニ不及、古老之もの共従是物語仕候へ」と主張して、境目の実見を拒否し、そのかわり朽網の住人と三右衛門という古老に境の地名九箇所を述べさせた。これに対して久住側は「さかい能存候古老」の子息たる藤左衛門・甚兵衛に境の地名を述べさせたが、それは竹田側の古老の証言とは一致しなかった。そこで久住側は次のような過去の経緯を竹田側に述べて、合意を得ようとしたという。

かつて朽網郷のうち有氏組の山ノ口石原村伊右衛門と久住山ノ口藤左衛門は、久住山（熊本藩領）と朽網山（岡藩領）の間は道境なので、朽網郷の者が道よりも久住山側の山野に入り木・萱を採集したなら、鉦・鎌を久住山ノ口藤左衛門が取り、逆に道よりも朽網山側の山野に久住の者が入って木・萱を切ったら朽網の山ノ口石原村伊右衛門が鉦・鎌を取るものとする、と申し定めた。この規定に従って、現在までに数度、鉦・鎌を取ったことがある。

竹田側の山ノ口伊右衛門も、この主張に異議を唱えなかったというから、境相論がくすぶるなか、双方の山ノ口が伝統的な鉦・鎌取りの強制力をもって特定の道を暫定的に山境と定めたのは事実であつたらう。久住側は権左衛門に「立合申しししニ而候間、これより久住山・朽網山之境従前之相定さかい筋互ニ改可申」と迫った。しかし権左衛門

はついにこれを拒絶し、「境目同心仲間敷由申」してその場を立ち去ってしまった。正保国絵図作成の前提としての双方の村役人・百姓どうしの「同心」⇨合意は形成されなかったのであった。

一方、玖珠郡の松平将監領田野村と岡藩領直入郡朽網郷の村々とは、郡境の「法花院」付近の用益を争い、「松平将監様御領田野村より八田野之内と申、朽網よりかけ候橋ヲ田野村よりきりおとし、田野より橋ヲかけ候へば、又朽網之もの共橋ヲきり落シ申」というように、係争地にかけた橋をお互いに破壊し合っているような状態で、双方が立会って境目を確定しうるような状況では到底なかったという（第二条）。

さらに、熊本藩領久住と玖珠郡松平将監領との境目では「出入」⇨相論こそ起きていなかったものの、やはり微妙な状況にあった。久住山・朽網山は、これら三家領の境目であった。肥後領久住と竹田領朽網が「境之論」を抱えているため、村役人・百姓らは松平領と肥後領との境目も実見することができなかったという（第三条）。

このように近世初頭から藩領を越えた山相論が発生していた久住山系における各領の村役人・百姓による領域秩序についての「同心」⇨合意が、正保国絵図作成の要件として追求された。それはあくまで百姓らが相対で交渉し境目の実見を経て行うべきものであった。そこでは、肥後・竹田領のように伝統的な方法でもって暫定的な境界線が存在した場合と、竹田領・松平領のように紛争が繰り返されていた境目とがあったが、豊後国絵図作成の前提としては、いずれの境目についても百姓らの「同心」はなされない結果となったのであった。

これこそが、貞享の相論で肥後側が主張した「御論所」の実体であった。

(二) 圖引きで決まった藩領境

このような状況のもとで、三家の国絵図担当役人はみずから作成した絵図を持ち寄り、つき合わせ、豊後一国の絵図作成の実務作業にあたらねばならなかった。三家の役人は頭を抱え、その結果、驚くべき対応がなされることになった。覚帳Aに写された文書Bをみよう。

一、三俣山御三家境目出入有之二付、御三家之役人連判之證文之写巻通、但紙面左之通、
 一、久重山之内三俣山境目出入御座候二付、今度豊州一国之絵図ニ三俣山をハ書不申候て、論地と斗書付仕候様
 二被仰付被下候を、井上筑後守様へ申上候得共、三俣山をハ絵図ニ書不申候ハてハ不叶儀ニ候間、書候へと被
 仰付候二付、何れ之御領分へ麓をむけ書可申儀互ニ如何と存、麓之むけ様を当分圖取ニ仕書申候、然上ハ三俣
 山之麓何れ之御領分へむき候共、以来境目之出入之證摺ニ毛頭罷成間敷候、為後日一筆如件、

正保四年

中川内膳正内

二月十八日

古田源右衛門

同

矢木勘左衛門

松平左近将監内

岡本九郎太夫

細川肥後守内

釘野喜右衛門

同

岡 又兵衛

正保国絵図作成の最終段階に、岡藩主中川内膳正、玖珠郡に所領を持つ松平左近将監、熊本藩主細川肥後守の家臣
 たちが作成した證文である。作成場所は豊後国絵図調進の責任者の一人であった中川内膳正¹⁹⁾の居城、竹田であつた
 可能性が高い。

冒頭に「御三家之出入」がある場所として問題とされている「三俣山」は、aの口上書で肥後領・竹田領、竹田領・
 松平領の境目として挙げられている山で、現在も久住連山のうちで直入・玖珠郡境にあたる山をこう呼んでいる。同
 じく境目のランドマークで係争地であつたとされる「法花院」は、この三俣山の麓にある（相論関係地図参照）。口

上書 a の内容に即して確認したように、三家領境目の三俣山について、現地の村役人・百姓らは境界画定を成しえなかつたのだが、その事實は三家による豊後国絵図作成の作業を規定した。現地の村どうしが境目の領域秩序を合意できなかつた以上、三家の担当役人は国絵図上に三俣山の帰属を表記しえず、ただ「論地」と書かざるを得なかつたのである。この点は極めて重要である。

しかし、幕府側の国絵図作成・徴取責任者たる大目付井上筑後守はこれを許さず、三俣山の麓口をいずれかの領分に向かつて描くことで、その帰属を国絵図上に明確に表示するよう三家の担当役人に迫つた。困惑した役人らがすがつた窮余の一策は、「麓之むけ様を当分圖取ニ仕書申候」という、圖引きによる解決であつた。しかもそれには条件があつた。たとえ誰（どの家）が当たり圖を引こうとも、その結果つまり国絵図の表記を今後も起こるであろう相論に際しては決して証拠としない、というのである。覚帳 B によれば、当たり圖を引いたのは肥後であつたという。なお、三家の間でこのような證文が取り交わされ圖引きが行われたことは岡藩主中川氏の年譜にも明記されているから¹⁵⁾、確かな事實であつた。こうして正保の豊後国絵図においては、三領境目の久住山内三俣山については実態と乖離した表現がなされることになつたのであつた。

この圖引きで決まつた藩領境は、同地域の村々にとつても、そして右の證文の記載のとおり三家の当局者にとつても、まったく無意味なものであつた。寛文二年（一六六二）に噴火をきっかけに久住と竹田領の緊張がたかまつたとき、口上書 c において久住村百姓らは次のように述べていた。

一、熊本御領久住境従前々相究申分、古来之者共申伝を以先年 公儀へ被召上候御絵圖仕上申候、然処三俣峠之儀、竹田御領・玖珠御領・熊本御領互ニ被仰分御座候由ニ而、其節彼三俣峠何之内ニ茂不相究、三家之論地と江戸ニ而御絵圖ニ茂御書付御座候由承及申候、彼三俣峠より西南久住之方燃ぬけ所迄不殘熊本御領之内ニ而御座候所を、竹田御領分之様ニ申掠候儀、理不尽成儀ニ御座候、其子細ハ先年 公儀ニ而御絵圖相究申刻、彼三俣峠三家之論地と相究申候、此儀ハ三俣峠之内一俣ハ熊本御領ニ而御座候二付、彼三俣峠儀ハ三家之論地ニ罷

成申候、三俣峠之南西今度いわうもへぬけ所迄竹田御領之様ニ申候、此段偽ニ而御座候事、

正保国絵図作成時に、竹田・玖珠・熊本の各領の百姓が「古来之者共申伝」をもとに絵図でもって各々の領主に申告した境目は食い違い、「三俣峠」はこの領内とも確定できず、「三家之論地」として公儀提出の国絵図に記載された筈である。ところが竹田領の百姓らは、その南西の熊本領分までを「竹田御領分之様ニ申掠」めようとしている。これはまったく不当である。熊本領に接し秋白山を含む三俣山（峠）はあくまで「論地」であって「竹田御領」ではない。これこそが貞享相論の解決過程にまで一貫した久住手永の百姓と熊本藩当局者とに共通の主張であった。

幕府の国絵図徴収責任者たる井上の指示は、国絵図上の藩領境山野に「論所」記載を残したくないという、あるいは各国絵図の様式上の統一性を維持したいという意図によるもので、各藩の担当役人もそれを承知で右のような措置をとったものと考えざるを得ないであろう。

三 貞享相論の解決過程

(一) 近隣惣庄屋どうしの交渉

かつて久住手永の村役人・百姓が国絵図作成や相論のたびに郡方に提出した文書によって、秋白山をも含む久住山内三俣山付近が「論所」なのか排他的「竹田御領」なのかという相論の対立点を把握した熊本藩郡方役人と家老中は、貞享相論の解決にのりだす。だが、藩の役人や御郡奉行が直接現場に向向いて竹田側と交渉したのではないし、久住手永惣庄屋や村役人に当事者どうしの交渉を命じたのではない。次の覚帳の記事によればその方法は、当事者集団の責任者を外し、近隣の熊本藩領野津原手永（現大分県野津原町）の惣庄屋たる野津原次兵衛に具体的な指示を与えて、岡藩領の宿場たる今市町（同前）の千石庄屋今市伝左衛門のもとに遣わし、先行して起きていた瀧水村・下瀧水村間の国境相論とともに本案件についても交渉を行わせる、というものであった。

一、右秋白山之儀、野津原次兵衛手前より竹田領今市伝左衛門ニ可申談旨、御家老共申渡口上之覚書相調次兵衛ニ渡申候写

瀧水村之儀申達相済申候者、跡ニ而

今市伝左衛門へ次兵衛可申ハ

一、弥右衛門申候ハ御境百百姓共互ニ毎度色々之儀を申候而氣之毒ニ存候、当春も此方之百姓共秋白山へ參薪を取申候を其御領之衆見合大勢ニ而右之者共を押、なた・かまを取被申由ニ候、秋白山之儀ハ前々より論所之事ニ候付、双方薪をも取不申筈ニ而候、其段堅申付置候処、右之仕形不屈候故彼者共召籠置申候、秋白山之儀先年も此方よりハ論所之段申達候得共、兎角之御返事無御座候、其御領之衆者其元御領分之様ニ御心得候哉と存候、左候ハ、弥其元御領分との慥成儀も有候哉、此方ニハ前々よりひかへ共有之、今以論所と覚居申事ニ候、左候へハ此後其御領之衆參候而薪を取候を此方之者見合候ハ、必押なた・かまを取申ニ而可有之と存候、左様ニ候てハ節々出入ニ罷成いか様之儀可仕出も不知儀氣之毒千万ニ存候、可成儀ニ候ハ、向後薪を取候もの見合候ハ、其分ニ而差置、早々庄屋方へ申届、其上ニ而双方庄屋申談随分しめ申様ニ仕度事ニ候、乍然なた・かまを取不申候てハ證據無之、左様ニも難仕候ハ、一向互ニ薪をも取合候様ニ仕候而ハ如何可有候哉と弥右衛門申候、只今迄之通秋白山之儀双方覚違居申候而ハひとと出入致出来、上々之御取遣などニ成候てハ笑止成儀と存候由、挨拶ニ可申達候、伝左衛門承兎角之儀不申候ハ、其分ニ而捨召置可申候、若右秋白山竹田領之由伝左衛門口振にて候ハ、前々より申伝候通、別紙之趣論所之わけを可申聞候

別紙之覚写書

一、秋白山論所ニ究候と申わけハ、従前々之論所ニ而忠廣様御代ニも朽網山と久住山之境之儀出入有之候へとも、双方之申分違却仕候而駈極不申候、又正保年中ニ諸国之絵図 公義江被指上候刻も朽網と久住之御境之儀相極可申と申談候得共、其御領之衆ハ杖原・渡瀬より石迫・さるうち・大戸小戸・ほつしやう崎・かた池八町・長山・

三ツ石かぶと岩・よろひ石境二而候由被申候、此方之者境と申候ハ、久住山と朽網山と谷限七まかり道限、夫より法花院之一ノ橋夫より法花院堂之辰巳角之柱をかけ、それより見渡シ三俣峠中彦俣水走限、南之方ハ当領久住之内無紛由申候、右之通双方之覚相違故、御境于今相究不申候、秋白山之儀ハ此方より境と申候七まかりの道より西二有之候、其御領より境と被申候石迫・さるうぢよりハ東二有之山二而候へハ、論所無紛事二候、(覚帳B)熊本藩の「御家老共」と郡方役人は、今市伝左衛門に主張すべき内容を文書にまとめて野津原次兵衛に渡していた。当事者による交渉を避けているのは、対立感情ないし報復感情が交渉に持ち込まれるのを予防しようという意図によるものとみられる。だが、家老の寄合が作成して次兵衛に持たせた右の文書を見れば、その内容はあくまで久住手永惣庄屋弥右衛門の主張を近隣の惣庄屋が伝達するという形式をとっている。この点には注意が必要である。

さて、ここでの肥後側の主張は以下の諸点に要約されよう。第一に、秋白山は「前々より論所」であり、双方とも薪等を採用しないことになっており、久住手永の百姓にはその旨を堅く指示していたにもかかわらず、今度はそれに背いた百姓があった。それは「不届」なので籠に召し込めるという措置をとった。第二に、当該地が論所であるという肥後側の年来の主張に竹田側は何らの「御返事」もなしたことはなく、竹田領の百姓等は秋白山が「其元御領分」であるかのように心得ているようだが、明確な証拠はあるのか。肥後側には以前からの経緯を示す文書の控がある。第三に、このように境界認識が食い違ったままでは、今後も必ず山道具の差し押さえが起きるであろう。これからは秋白山で薪を取る者を発見したならすぐに惣庄屋に報告し、現状凍結のうえ「双方庄屋申談、随分しめ申様二」すなわち惣庄屋どうしの談合を持つて百姓らに対する指導を徹底し、薪採取を制限してはどうか。だがこの方法も山道具の奪取という事態を排除できないというなら、双方が薪を「取合」う入会の地としてはどうか。このまま相論が続けば「上々之御取遣」つまり藩どうしの紛争へと発展してしまふだろう。

このように述べたうえで、なお竹田方が秋白山は自領の内であるとの主張をまげなかつたなら、そこが「論所之わけ」を申し聞かせることにする。家老らはわざわざそのための「別紙」を作成して次兵衛に持たせた。秋白山は加

藤時代からの紛争地帯であり、正保国絵図でも双方の村々の境界認識が相違して、それ以来、いまだに「御境」は確定していない。秋白山は、正保国絵図作成時に肥後側が主張した山境より西に、竹田側が主張する山境よりは東にある山であり、双方が主張する領分のいずれにも包含されるのであるから、「論所」であることは疑いない、というのが「別紙」の内容の要点である。

論所であるという肥後側の認識に対して、排他的な用益権を竹田側が主張し続けたなら、実力行使を伴う山相論が激化して藩どうしの紛争から江戸訴訟へと発展しかねない。家老衆をトップとする熊本藩当局としては、そうした事態だけは回避せねばならなかったであろう。彼らは現場近隣の惣庄屋に交渉を委任しつつ事細かな指示を与えているが、しかしその内容はもっぱら、かつて正保国絵図作成時に久住の百姓から提出された口上書aに記された情報によって構成されていた事実には注意が必要である。

貞享四年の六月七日、右の文書をたずさえた野津原次兵衛は今市伝左衛門の在所へと出向いて交渉を行い、その結果を記した覚書を郡方に提出している（覚帳A・B）。藩当局から託された文書どおりの主張をする次兵衛に対して伝左衛門は、秋白山及び隣の志水山には竹田領の山役人が張り付いているから竹田領の内と心得ている、という自身の理解を述べ、当事者たる有氏組の百姓や村役人たちがどのように理解しているかは現時点では不明瞭なので、彼らの主張を聴取したうえで再度談合することを約束したという。さらにこの報告をうけた郡方・家老衆は、伝左衛門が「論所」であることを否定して排他的用益権を主張してきたときに備えて、五箇条に及ぶ想定問答集を準備し、次兵衛に渡していた（覚帳A・B）。その内容は当該地の相論に際してかつて久住百姓が提出した文書、同じく貞享の相論に際して提出された文書の数々に依拠しており、もし証拠の正保国絵図の写を見せると伝左衛門に言われたなら、あの圖引きの裏事情まで情報開示して、惣庄屋のもとにある国絵図の原図を閲覧させてよい、とまで記している。

七月五日、ついに今市伝左衛門は今市町別当市郎兵衛を伴って野津原次兵衛の在所にやって来た。しかし、彼らの対応は熊本藩当局者の予想を越えたものであった。

一、卯ノ七月五日、今市伝左衛門并同町別当市郎兵衛と申もの、野津原次兵衛所へ罷越、瀧水村出入之儀段々覺書仕相渡申候、其内ニ秋白山之様子御座候、其紙面ニ、秋白山論地之段ハ伝左衛門も今度初而承、不審千万ニ存、内證承候処、所之庄屋申候趣と被仰聞候首尾とハ中々相違成儀共ニ候、他組と申、拙者式差出埒明可申様子ニ而ハ無御座候、殊ニ今度瀧水村出入之儀申入候処、不存寄秋白山之儀内證被仰聞候、此段御思案可被成候、此度之一儀ニ出合可申儀ニ而可有御座哉と申、請合不申候事、

一、次兵衛挨拶仕候ハ、秋白山之儀此方ニ慥成控等も有之論所無紛儀ニ御座候処、其御領之衆ハ其元御領分之様ニ被相心得候哉と存候由、久住弥右衛門私へ申聞候趣ニ付、先日得御意申たる事ニ候、彼地御境目之百姓共、毎度互ニ色々之儀を申出入かましく有之、苦々敷儀ニ存候段、最前此方よりも得御意、御自分よりも被仰聞ニ付、彼秋白山之儀双方覚違居申候而ハ、ひたと出入出来仕笑止ニ存、御境目何方も末々無伏藏有之度儀と存、此儀をも御物語申入たる儀之由申候へハ、伝左衛門申候ハ、被仰聞候趣所之役人共へも申聞様子承候処、殊外相違ニ付、兎角私共立聞にてハ埒明可申様子ニ而無之候間、左様相心得候へと申候、彼方之申分をも次兵衛ニ不申聞、此方之様子をも尋不申ニ付、委細可申聞様も無御座、其分にて召置候通次兵衛書付差出申候事、

この記述は（覚帳B）、伝左衛門らと会った野津原次兵衛が郡方に上申した「書付」＝報告書の内容を御郡間付き役人が要約したものである。伝左衛門は自身の見解を「覚書」にまとめて次兵衛に手渡したが、そこには次のように述べられていた。秋白山が「論地」であるというという肥後側の主張は、伝左衛門も今度の相論ではじめて耳にしたことで、「不審千万」である。なぜなら、肥後側（久住手永惣庄屋弥右衛門）の主張と「所之庄屋」（岡藩領有氏組千石庄屋）の言い分とは大きく隔たっている。「他組」の案件でもあるし、先行する瀧水村相論に加えて本件まで自分が取り持つのは無理である（第一条）。

これに対して次兵衛は、肥後側の証拠書類によれば秋白山は「論所」であることは確実で、竹田側が竹田領の内だと心得ているのは問題である、という久住惣庄屋弥右衛門の主張は先日伝えたとおりであり、それが「末々」＝将来

にわたって払拭されなければ必ず相論が再燃することになる、と主張した。だが伝左衛門は、とにかく「所之役人共」
 〓有氏組の村役人たちの主張と肥後側の主張はまったく食い違っているから、自分が仲介役となることはできない、
 と繰り返すばかりで、有氏組村役人の具体的な主張内容を説明しようともしなかつたので、次兵衛も諦めざるを得な
 かつた、というのである（第二条）。

こうして、熊本藩家老衆が期待を寄せた近隣惣庄屋を媒介とした交渉の途は、あつけなくも閉ざされることになつたのであつた。

(二) 臼杵藩主稲葉右京亮の仲介

こうした状況を岡藩当局がどのように理解し、紛争の解決に動いたかは明らかでない。だが熊本藩の当局者たちが、
 秋白山をいわば藩領境の相互不可侵領域たる「論所」として維持しない限り、山相論の継続と公儀レベルでの問題化
 は避けられないと判断していたことは、上述の家老中の対応によつて推測される。最初の交渉策に失敗した熊本藩家
 老衆は、翌元禄元年の十一月に新たな動きをみせた。細川家文書目録番号一四、一九、六一の覚帳の表紙には、次の
 ように記されている。

元禄三年正月 竹田領与久住御境目之論所、秋白山并三俣峠之儀二付、稲葉右京様へ御家老中より兼坂五郎右衛
 門御使者二被遣候処、弥論所二被成置候様ニと相極ニ付覚帳

これによれば、熊本藩家老衆は家臣の兼坂五郎右衛門を臼杵藩主稲葉右京亮のもとに派遣して相論解決の仲介役を頼
 み、その結果、熊本藩側の主張が通つて秋白山・三俣峠がともに「論所」に極まるに至つたことがわかる。以下、こ
 れを「覚帳C」として検討してみよう。

竹田御領御境目所々出入之儀二付兼坂五郎右衛門儀、元禄元年十一月臼杵稲葉右京亮様へ御家老中より御使
 者二被遣候、其節之覚書相調被差出候様ニ申談候之処、左之通、

私儀中川佐渡守様御領御境目出入之儀ニ付、稻葉右京亮様へ御使者被仰付、元禄元年十一月九日熊本罷立、久住秋白山・同瀧水村・鶴崎山奥弓立村三ヶ所之論地見分仕、直ニ白杵江罷越、同月十六日彼地へ着仕候処、於御城御前へ被召出候ニ付、御家老中より之相□之口上、三ヶ所之繪図差上申上候、(中略)秋白山論所之儀者、従古来段々子細も御座候付、此方二者論所と存居申候、就夫彼所ニ而ハ諸獵并薪等も取不申候様ニ此方百姓共江者堅申付置候、右之趣を相背、去年も彼山江罷越、木を伐候ニ付、籠舎申付置候、然処ニ、竹田御領之もの共ハ彼御領ニ參木を伐申ニ付籠舎申付候様ニ存居申由ニ御座候、就夫右論所を彼御領と心得居申候哉、山開仕又者諸獵・薪をも取申由ニ御座候、此方より彼方之通仕候而ハ、相論絶申間鋪と存、竹田御領より論所へ參候而如何様成儀仕候とても先構不申様ニと申付置候、ケ様ニ御座候てハ、後々ハおのつから竹田御領之様ニ成行可申候間、論所双方より不致手懸様ニ成共、又ハ互ニ薪を取山開等并諸獵をも仕候様ニ成共仕度にて、家老共申段申上候処、委細御聞届候、最前より彼方様ニハ何之御了簡茂無御座候、然共急ニ埒明不申ニても之儀と思召候、殊ニ双方立合申儀者猶以立間鋪候、立相ニて自然事済申候ても以後ニてとくと不仕候様に思召候間、弥御領内ハ三ヶ所共ニ只今之通論所ニ手懸不仕様ニ被仰付候て可然思召候、左候而も彼方より事ケ間鋪申候て、又ハ論所手懸申候ハ、右之段右京亮様迄幾度も可被仰下候、彼方様より佐渡守様へ御内意ニ而何ケ度も可被仰入者、自然と事済可申様ニ思召候、尤右之通事済可申者御存知不被成候へとも、此趣何茂御同意思召候ハ、佐渡殿より其段可被仰候候、其上ニ而佐渡守様へ可被仰置候、且又御參勤之上 太守様・佐渡守様・右京様御參会被遊、被仰談上々御支茂無御座候ハ、下ハ猶以別条有之間鋪と思召候、何与哉堅□かくしかしぬ儀と私茂可存候へとも、此上二者御了簡茂無御座由被仰聞候、左候而、御城退出□□彼地罷立、同月廿日夜ニ入熊本江着仕候ニ付、翌朝佐渡殿御宅江參上仕候処、御家老中御寄合被成御座、何茂御列座ニ而右京亮様御返事之通申達候事、(中略)

元禄式年

閏正月廿日

兼坂五郎右衛門

覚帳Cに写された右の文書は、臼杵城に遣わされた兼坂が家老中に提出した「覚書」に報告書である。使者に任じられた兼坂は元禄元年十一月九日に熊本を發つと、久住山を含む竹田領との係争地三ヶ所を見つけている。藩当局者が現地を見たのはこれが初めてであつたと思われる。兼坂はその足で十六日には臼杵に入り、臼杵城において藩主稲葉右京亮の御前に召されて絵図を示しながら熊本藩家老中の口上を伝えた。秋白山論所に関する家老中の口上は、前年に野津原次兵衛をつうじて竹田側に主張した内容とまったく同じであつた。現状では秋白山に竹田領百姓が入つてこようとも肥後側からは何の手出しもしないでいるが、このままではかの「論所」は「おのつから竹田御領之様ニ」なつてしまふだらうから、双方とも一切の用益をストップするか、あるいは薪採取・山開き・諸獵を入会で行うか、いずれかの処置が必要である、と申し添えている。

この口上に対して稲葉右京亮は次のような見解を示したという。この紛争の解決について自分には何らの成案もなく、また火急の案件とも思つていなかった。だが、双方の百姓が立合つて境目を画定することは困難であろうし、もしそれが当座可能であつても後々は紛争が再発してしまふだらう。秋白山も含めて三ヶ所の係争地はすべて肥後側の主張どおり「論所」として双方の山用益を停止するのが妥当である。それでも竹田側から論所に入つて薪採取や獵をすることがあつたら、何度でも良いから自分まで報告して欲しい。自分から「佐渡守様」つまり岡藩主中川佐渡守久恒まで内意に何度でも申し入れれば、解決すると思う。もしこのような方法に肥後側が同意できるなら、「佐渡殿」に熊本藩家老長岡佐渡守からその旨を伝えてもらい、そのうえで自分から中川佐渡守へ働きかけよう。さらに、參勤のときに江戸において「太守様」に細川越中守綱利、中川佐渡守、自分の藩主三名で談合をもとう。それで支障がなければ「下」つまり現地の百姓どうしの対立も解決するであらう。解決方法はこれしかないであらう。

稲葉は肥後側の主張を岡藩主中川に認めさせる立場から仲介役となることを買って出たのであつた。收穫を得た使者の兼坂は即日臼杵を發ち、二十日夜に熊本に戻ると翌朝には家老長岡佐渡守宅において開催されていた家老衆寄合の席で以上の結果を報告している。

覚帳Cによれば、この結果は長岡佐渡守の覚書にまとめられて、稲葉右京亮の「御内状三通」とともに郡方役人に伝達され、次いでそれらは月番家老長岡監物へとまわされた。翌元禄二年正月晦日、長岡監物はこれをもとに現地提示用の「覚」四箇条を作成して久住御郡奉行に直接渡し、今後の対応を指示した。その内容は第一に、係争地は「論所」として双方とも手出しをしない地となり、竹田領百姓に対しても岡藩当局から立入禁止の指示がなされる筈であること。第二に、もし論地に立ち入ったところを竹田領の百姓に見られたら、すぐさま現地の村役人から熊本藩当局に通報があるはずである。逆に竹田側の百姓が論地に入っているのを見届けても、強引に咎めたりせずに惣庄屋に通報せよ。事態を御郡奉行から藩の御奉行衆へ上申して措置をとる。第三に、二年前の相論発生時に入籠させた当事者百姓四名は「稲葉右京亮様」の「申付」をもとに家老中の判断として出籠させるから、この旨を惣庄屋によく説明して実行すること。以上であつた。

こうして、足かけ二年に及んだ貞享の相論は、白杵藩主が肥後側の主張を尊重しつつ岡藩主との仲介役を務めることによつて二応の解決をみた。おそらく、兼坂が白杵で稲葉右京亮に面会した元禄元年十一月から長岡監物が現地提示用の「覚」を作成した翌年正月晦日までの間に、岡藩側の合意を取り付けることができたのであろう。係争地は相互不可侵の「論所」として確定され、相論の激化と公儀訴訟の発生という事態はひとまず回避されたのであつた。

おわりに

「鬪引きで決まった藩領境」という本論のタイトルにおける「決まった」という表現には、ともにやや逆説的な二つの意味が込められている。

第一には、松平将監・中川・細川の三家の鬪取りで「決まった」藩領境が、「論所」の実態とは乖離した、ゆえに関係する諸藩にとつても諸百姓にとつてもまったくナンセンスなものであつたということである。惣庄屋を筆頭とし

た現地の村の百姓どしが「同心」できなければ、領主レベルにおける境目の領域秩序の画定もまた困難であった。それは、山野における領域秩序の一次的な決定権が在地の村共同体の相互交渉のうちに確保されているという、十七世紀の社会の特質を示すものであり、そうした特質形成の起点は、山野領域を自力で維持（当知行）しようとする村共同体が形成される中世段階に求められる¹⁶。本論で扱った十七世紀末までの山相論の様相が中世的な色彩を強く帯びていた事実が、それを証明するだろう。

第二に、国絵図を作成する大名家中の担当役人から幕府大目付までが「論所」たる実体を承知しながら、国絵図にはそれに反してまったく形式的に鬮取りで「決めた」境目が描きこまれた。そこに示される「公儀の国土領有」の性格に注意したいということである。国絵図作成・徴収事業が天皇を不可欠の要素として組み込んで成立した「公儀」の権限によって実現されえたことを認めるにしても、その国絵図や土地帳簿は地域の生産的労働の場における現実の領域秩序やそれに規定された領主的領有の秩序をありのままに把握したものとはいえず、ときに形式的統一性を優先させて、申告された実体に蓋をするような傾向を帯びていたのであった。研究者がこの点に無自覚なまま国絵図や山帳簿を眺めていたなら、それら歴史資料の形式的表象にからめとられ、「論所」のごとき土地用益の実態やそれが孕む社会的矛盾を把握しようとする志向性が失われ、したがって伝統日本社会と国制との歴史的関係を正しく理解する途も閉ざされることになるだろう。

さて、本論で扱った藩領を越えた相論（国境相論）の解決過程は、紛争解決ないし処理において機能する社会と藩当局（大名権力）との政治的関係をよく示してくれた。

藩当局を構成する郡方役人・奉行衆・家老衆が竹田領境に関して把握しえた情報は、すべて在地の惣庄屋が現地の御郡奉行に申告したものであった。正保国絵図作成の前提となる境目の領域秩序に関する情報、相論発生時の状況、相手方たる竹田領の状況、過去の相論で奪取した山道具の所在についての情報、相論の歴史的経緯についての情報。これらはすべて惣庄屋及び村役人の責任で口上書の形式でもって御郡奉行に上申され、現地の御郡奉行から熊本

郡奉行へ、さらにそこから藩の部局である郡方へ、そして奉行衆・家老衆へと伝達された。藩の意思決定機関たる家老衆の寄合は、それらの情報を殆ど無条件で受容しつつ方針を決定し、執行を指示するが、その権力意思も御郡奉行を經由して現地の惣庄屋に伝達され、当事者百姓の籠への拘禁・解放なども惣庄屋の責任で執行された。家老衆の寄合から求められたとはいえ、当事者たる百姓に報復感情を抑制させて在籠に収容し、私縁を頼りに竹田領内の情報を収集し、今は亡き古老の物語から相論の歴史を再構成して御郡奉行に報告したのは村役人・惣庄屋であり、相論解決交渉の前半において実際に交渉に動いたのも近隣の惣庄屋であった。このように、相論への対応方針の決定権が家老衆寄合に帰属した後も、現地に密着した村役人・惣庄屋の活動は止むことはないし、それなしには家老衆の寄合も機能しえない。勿論、こうした村役人や惣庄屋の活動のもとでは、村レベル・手永レベルでの百姓の寄合が頻繁に開かれ、近隣惣庄屋どうしの連絡も緊密に成されていたと考えねばなるまい。念のために述べておくが、これは当該期の村が藩権力の下請け機関であったことを意味する事実ではない。なぜなら、相論の解決は久住手永の村々の百姓たち自身が望むものであったのだから。

そして、久住弥右衛門や筑紫庄内も含めて、熊本藩における十七世紀段階の惣庄屋の多くが在地の有力者であった事実を踏まえれば、同藩の地域行政制度たる手永制は、戦国期までに村共同体を中核として形成された実体ある地域を、その地域の一員であつて且つその地域を自治的・行政的に統括しうる特定の者を惣庄屋に任命することで制度的に編成したものとみるのが妥当であろう¹⁵。

しかし、藩当局も情報の提供と決定事項の執行をただ現地に任せていただけではない。郡方の役人は、役所に蓄積されていた「古キ書付共」のなかから、当該の相論に関する決定的な証拠文書を探し出し、家老衆の寄合に提供していたからである。過去に惣庄屋や村役人から上申された文書や、みずからが作成した文書を案件ごと検索可能なように集積・保管し、いざ紛争が再燃すればそれら文書の内容を総括し、紛争解決のために活用する。そして取り組みが一定の成果をあげれば、本論が利用した「覚帳」のように、その経緯を記しつつ関係文書をも写した記録を作成し、

保管して、次なる活用の機会に備える。情報の蓄積・保存・検索・総括・活用という視点から膨大な藩政文書群の内容を解析することで、藩権力の当該の社会における歴史的位置がより豊かに把握できるようになるであろう。

最後に、本境相論の解決過程の段階性・重層性について触れておきたい。その過程は第一に当事者集団を代表する村役人・惣庄屋による紛争の凍結と領域秩序画定の追求、第二に惣庄屋からの情報と藩の局部に蓄積されていた情報とをもとに試みられた近隣惣庄屋どうしの交渉、第三に藩どうしの共同法廷の開催や近隣藩主の仲介、というような段階的・重層的に推移している。第三段階でも解決をみなければ、その先には最終段階としての公儀訴訟が予想されていたことはすでに述べたとおりである。つまり、当該社会における紛争は、これら段階的・重層的紛争解決の体系のうちのいずれかで解決あるいは凍結されていたのであるが、本相論のような領域支配の境界地点で発生した紛争ほど高次の段階に持ち込まれることが多かったのである。そして、この体系は自律的な村共同体—地域（「手永」はその制度化された形態）—藩の行政機構—「公儀」という、伝統日本社会における紛争解決能力を有する結合態・権力の重層構造に対応している。

当該期の日本社会における秩序構造の形成方向を「上から」「下から」に二分するような素朴な発想——それは史的唯物論の基本理論の極めて形式的な適用にはかなるまい——は、分析深化の方法には決してなりえないであろう。

註

(1) 稲葉継陽「中世史における戦争と平和」(『日本史研究』四四〇、一九九九年)、同「中・近世移行期の村落フェードと平和」(『歴史学研究会編』「シリーズ歴史学の現在2 紛争と訴訟の文化史」青木書店、二〇〇〇年)、同「名手荘と丹生屋村の用水相論」(山陰加春夫編「きのくに荘園の世界 下巻」清文堂、二〇〇二年)、同「戦国大名領「境目」地域における城と村落」(『熊本大学社会文化研究』一、二〇〇三年)。

(2) 川岡勉「室町幕府—守護体制の変質と地域権力」(『日本史研究』四六四、二〇〇一年)、高木昭作「最近の近世身分制論について」(『歴史評論』四〇四、一九八三年)、同「日本近世国家史の研究」(岩波書店、一九九〇年)、脇田晴子「天皇と中世文化」(吉川弘文館、二〇〇三年)など。

- (3) 池上裕子「戦国時代社会構造の研究」(校倉書房、一九九九年)。
- (4) それはたとえば前掲の小報告を批判した宮地正人が、「古代ローマ帝国の国制的枠組みがほぼ完全に崩壊した処から出発した西ヨーロッパの封建制社会と封建国家のあり方とは全く相違し、中国も朝鮮も、そして日本も、古代に確立した国家的、行政的枠組みに沿う形で封建地主制や在地領主制が展開していったこと、(中略)幕藩制国家も、大名や百姓、寺や神社を含め、その総体的制度との位置づけと意識のされ方においては、古代・中世的要素を破壊するのではなく、再編する形で安定したこと、このような巨視的なうえ方が「国郡制論だ」と述べている(『歴史評論』六四七、二〇〇三年、傍点筆者)ことから、明らかであろう。
- (5) 小谷汪之「マルクスとアジア」(青木書店、一九七九年)、同「共同体と近代」(青木書店、一九八二年)、同「歴史の方法について」(東京大学出版会、一九八五年)。
- (6) 中田薫「徳川時代に於ける村の人格」(同著「法制史論集 第二巻」岩波書店、一九三八年)、勝俣鎮夫「戦国時代の村落」(同著「戦国時代論」岩波書店、一九九六年)、藤木久志「移行期村落論」(同著「村と領主の戦国世界」東京大学出版会、一九九七年)。なお稲葉繼陽「戦国時代の荘園制と村落」(校倉書房、一九九八年)は、この問題についての私じしんの取り組みを中間総括したものである。
- (7) その概要を知るには松本雅明監修「肥後讀史総覧」(鶴屋百貨店、一九八三年)が簡便である。
- (8) (9) 「久住町誌」(久住町、一九八四年)参照。
- (10) 藤木久志「豊臣平和令と戦国社会」(東京大学出版会、一九八五年)参照。
- (11) 稲葉繼陽前掲「中・近世移行期の村落フェーデと平和」参照。
- (12) 前掲「久住町誌」参照。
- (13) 正保国絵図も含む国絵図作成過程と特色については川村博忠「江戸幕府撰国絵図の研究」(古今書院、一九八四年)が、国絵図作成に際しての国境相論や公儀での百姓公事問題から立ち上げた近世領域支配論としては杉本史子「領域支配の展開と近世」(山川出版社、一九九九年)が、ともに重要である。
- (14) 川村博忠前掲「江戸幕府撰国絵図の研究」参照。
- (15) 「中川氏年譜」元禄十一年六月九日条(北村清士校注「中川史料集」新人物往来社、一九六九年)。
- (16) 十五世紀半ばを起点に、九州地域においても畿内の惣村と共通する特質をもつ村共同体が形成され、村落間相論が展開し、村請を担う「庄屋」が存在していた事実については稲葉繼陽「戦国期北部九州における領国支配と村に関する覚書」(藤木久志・蔵持重裕編「荘園と村を歩くⅡ」校倉書房、二〇〇四年)を、ことに戦国期境目の村落間相論については同前掲「戦国大名領」境目」地域における城と村落」を参照。
- (17) 松本雅明監修前掲「肥後讀史総覧」に収録された熊本藩各手水惣庄屋の在任一覧表を一瞥するだけでも、ほぼ宝暦の藩政改革まではそれぞれの地域で中世以来の系譜を持つ土豪的な世襲惣庄屋が一般的であったことが確認される。戦国期九州地域の村共同体・庄

屋・地域社会については稲葉繼陽前掲「戦国期北部九州における領国支配と村に関する覚書」を参照。なお、熊本藩においてこうした地域社会と領域支配の構造に変質が迫られるのは、地域と藩当局にとっての行政課題が質・量ともに突出してくる十八世紀中葉であり、宝暦改革前後にはほぼ全ての手永が世襲惣庄屋制を廃止して、より官僚制的な転勤惣庄屋制へと転換している事実が、これを端的に示している。この点については吉村豊雄・三澤純から教示をうけた。

〔付記〕本論は第二一回熊本大学附属図書館貴重資料展の準備過程で構想・執筆したものである。なお本論は日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究B）「永青文庫細川家文書の史科学的解析による近世民衆生活・行政実態の比較史的研究」及び熊本大学拠点形成研究B「世界的文化資源集積と文化資源科学の構築」による研究成果の一部である。